

入札説明書

社会福祉法人青垣園障害福祉サービス事業所建築工事

令和 2 年 8 月

社会福祉法人 青垣園

入札説明書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

この工事の入札に参加しようとする者は、次の条件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

オ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

カ 入札公告第2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。

（ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

ク 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

ケ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(2) 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	① 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 ② 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けた者 ⑧ 国土交通大臣が①又は②と同等以上の能力を有するものとして認定した者

2 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出してください。

対象書類	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格確認申請書（様式 11） ・設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面（様式 12） ・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式 13） ・現場代理人報告書（様式 14）
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	書留郵便により提出
提出先	14 の(1)のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は様式 11 により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（ウ）のとおりとし、次に従い作成してください。

（ア）設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

入札公告第 2 の 5 に定める設計業務受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日を様式 12 に記載してください。また、総合評定値通知書の写しを添付してください。

（イ）配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

入札公告第 2 の 6 に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式 13 に記載してください。また、1 の (2) の配置予定技術者の資格を証する書面の写し及び 3 か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写

し（裏面含む）及び同申請書の提出日以前5年以内に講習の課程を修了した者であることが確認できる監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合は添付は不要です。）を添付してください。

（ウ）現場代理人報告書

入札公告第2の7に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式14に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

（3）競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

（4）競争入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申込書の提出時において行うものとします。

（5）その他

- ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

3 施工体制確認調査

開札後、落札候補者は、（2）の提出書類一覧に示す様式21～23に定める提出書類に添付資料を添えて提出してください。提出書類の審査を行うとともに聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

聞き取り調査には、入札責任者と配置予定技術者の出席を要します。

なお、聞き取り調査の際、本人確認をしますので、監理技術者資格者証、運転免許証等を提示してください。

適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

（1）施工体制確認調査書類の提出

- ア 提出部数 各1部
- イ 提出期限 入札公告第3に記載のとおり
期限までに提出されない場合は失格となります。
次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。
- ウ 提出方法 入札公告第3に記載のとおり

（2）施工体制確認調査書類の作成等

- ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された施工体制確認調査書類は、施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しま

せん。

ウ 提出された施工体制確認調査書類は返却しません。

エ 施工体制確認調査書類は下記のとおりとし、次に従い作成してください。

提出書類一覧

様式 21	施工体制確認調査報告書
様式 22	工事費内訳書 ※入札時に提出（入札参加者全て）
様式 23	工程計画

* 様式 22 については、入札公告第 3 に示す「入札書及び入札金額の内訳書の提出」期限までに、入札書とあわせて提出してください。その際、様式 22 に「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載してください。

誤脱・未記入がある場合は、「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付漏れの場合は失格となります。

* 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載している記載要領を十分確認してください。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領に沿わない場合は、失格となることがあります。

* 提出期限（追加指示した場合等で、別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における書類の訂正、差替え等はできません。書類の記載漏れ、添付漏れ等がないことを十分確認の上、提出してください。提出書類に不備（積算内容に影響しない軽微な不備を除きます。）がある場合は失格となります。

* 下記の場合も適正な施工の確保がなされないおそれがあると判断し、失格となります。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合

エ 積算内訳に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合

オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

カ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

4 入札の手続

(1) 入札者は、入札書を 2 通(1 通は 1 回目の入札用として、もう 1 通は 1 回目の入札で落札者がなかった場合の 2 回目の入札用として作成し、それぞれ工事費内訳書(様式 22)を記載、添付の上、書留郵便により提出してください。

(2) 一度書留郵便により提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (4) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。

- (5) 入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に『令和2年8月31日開札 社会福祉法人青垣園障害福祉サービス事業所建築工事入札書在住』を朱書きし、それぞれ「1回目」「2回目」と記載し、入札書を入れた中封筒2通（封印等の処理をしたもの）を表封筒に入れ、社会福祉法人青垣園理事長あての親展として、入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。

5 工事費内訳書に関する事項

- (1) 工事費内訳書は、工事区分ごとに金額を明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。

- (2) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 工事費内訳書を提出しない場合

イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「入札書記載金額」欄に記載された額とが異なっている場合

ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合

エ 工事費内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札者がなした二以上の入札

(6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(7) 開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

7 落札者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札結果を郵送により通知します。また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。落札候補者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「くじ」を引かせてこれを行います。

8 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

9 技術者の配置

落札者は2の(2)のイの(イ)に定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限りです。

10 現場代理人の配置

落札者は、2の(2)のイの(ウ)に定める資料に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

11 契約書作成の要否等

要します。落札者は、社会福祉法人青垣園経理規程第68条の規定に基づき、契約を締結するものとします。

12 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒635-0004

奈良県大和高田市大字藤森 86 番の 2

社会福祉法人青垣園

法人本部事務局 経営企画課

TEL：0745-53-2525